STOP暴走政治、戦争法廃止！ 壊すな憲法　暮らしまもる共同で、賃上げと雇用の安定、地域活性化

非正規だからとあきらめていませんか？

パート・アルバイト・派遣・契約社員…、呼ばれ方はさまざまですが、賃金・一時金・手当・待遇などの労働条件が正社員と比べて、不当に差別されている仲間が増えています。

あなたの時給はいくら？

地域ごとに最低賃金が定められています。これ以下は法律違反です。

残業代割増は支払われてる？

１日８時間、週40時間を超えたら、残業代（割増賃金）を支払わなくてはいけません。

パートも有給休暇とれます！

6カ月間継続し、8割以上出勤した場合10日の有給休暇。
育児介護休暇、産前産後休暇、生理休暇は非正規でも取得できます。

健康診断も受けられます！

１年以上働いている、あるいは１年以上働くみこみのある人は、定期健康診断を実施しなければなりません。

労働組合に入って、あなたの権利を行使しましょう

派遣労働者のみなさん、労働者派遣法が「改正」されました

1年以上派遣される見込みのある場合、派遣労働終了後、派遣元は雇用の安定措置を講じなければなりません。

3年派遣期間(繰り返し契約更新含む)**があれば❶～❹は派遣元の義務**

1年以上派遣されていれば3年未満でも努力しなければなりません。

❶派遣先への直接雇用の依頼
❷新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
❸派遣元事業主による無期雇用
❹その他雇用の安定を図るために必要な措置

派遣元の雇用された期間が1年以上であれば❷～❹までの措置を講じる努力をしなければならない。

10月からパートへの社会保険の適用が拡大されます

❶週20時間以上
❷月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）
❸勤務期間1年以上見込み
❹学生は適用除外
❺従業員501人以上の企業

有期労働契約の3つのルール（改正労働契約法）

●有期雇用契約を繰り返し、5年を超えると無期契約にするよう求めることができます。
●繰り返し雇用されていたり、「長く働いてもらいたい」などと、契約更新が期待できる場合には簡単に雇止めはできません。
●有期雇用であることを理由に不合理な労働条件の相違は許されません。（通勤手当、食堂の利用、安全管理は同等の扱いに）

※詳しくはお近くの労働組合にご相談下さい

お気軽に電話して下さい　秘密厳守 相談無料　労働相談ホットライン　フリーダイヤル 0120-378-060

全労連 全国労働組合総連合
ZENROREN
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620
http://www.zenroren.gr.jp

2016.1